様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 ２０２４年　９月　６日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） 　　　　こうのいけぐみ  一般事業主の氏名又は名称 　 株式会社 鴻池組  （ふりがな） わたつ　 ひろき  （法人の場合）代表者の氏名 　 渡津　弘己  住所　〒541-0057 　大阪府大阪市中央区北久宝寺町３－６－１  法人番号　5120001026309  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　KONOIKE ONE VISION 2050  ②　サステナビリティレポート2024  ③　KONOIKEデジタル戦略ホームページ（トップメッセージ） | | 公表日 | ①　2021年6月7日  ②　2023年7月7日  ③　2024年6月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社社外ホームページに公開  ①　KONOIKE ONE VISION 2050  https://www.konoike.co.jp/company/vision.html  【2050年を目標年とした長期ビジョン】  ②　サステナビリティレポート2024  https://www.konoike.co.jp/sustainability/report/pdf/sustainability\_report\_2024.pdf  【ICT/デジタル戦略(P.25)】  ③　KONOIKEデジタル戦略ホームページ（トップメッセージ）  https://www.konoike.co.jp/digital/ | | 記載内容抜粋 | ① KONOIKE ONE VISION 2050  建設事業を取り巻く環境は大きく変化し、社会環境も未来予測が難しい不確実性の高いものとなっています。鴻池組がこれからも持続的な価値を提供し、社会から選ばれる企業であり続けるために、2050年を目標年とした長期ビジョン「KONOIKE ONE VISION 2050」を策定  ②　サステナビリティレポート2023  建設業界で働く人を増やすためにも、よりいっそう働きやすく効率よく仕事を進めていくことが欠かせません。鴻池組全体で取り組みつつ、社員一人ひとりの工夫や提案をみんなで共有し、ICT化／DXに取り組んでいくことを表明。  ③　KONOIKEデジタル戦略ホームページ（トップメッセージ）  当社が社会から選ばれる企業となるための重点テーマとして、売上拡大と財務基盤の強化を掲げています。その土台となるのがデジタル戦略であり、2024年度に設置した「デジタル推進委員会」では私自身が委員長を務め、デジタル化の推進と社内外への発信に取り組んでいることを表明。  事業価値向上実現のためには、デジタルプラットフォームの構築による環境整備と、これを課題解決に活かすことができる高度デジタル人材の育成は必須です。あわせて、全従業員が「自分ごと」としてデジタル戦略をとらえる意識改革も必要で、デジタルリテラシーを高めるための教育を実施することを表明。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②は経営会議で承認後、社内外に公表。なお、当会議は代表取締役社長が出席し、業務執行の報告等の経営上必要な情報共有と意思決定を行う機関である  ③は取締役会で承認後、社内外に公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. KONOIKE デジタル戦略ホームページ   【ロードマップ】   1. KONOIKE デジタル戦略ホームページ   【デジタル戦略の推進体制】  【デジタル戦略推進教育・育成】 | | 公表日 | 1. ②　いずれも2024年6月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. https://www.konoike.co.jp/digital/pdf/roadmap.pdf 2. https://www.konoike.co.jp/digital | | 記載内容抜粋 | KONOIKE デジタル戦略ホームページ【ロードマップ】  デジタル支援ツール　デジタルデータの活用・分析の展開をロードマップとして表明。社内プラットフォームを構築することを表明。  申請チェックシートに、非公開情報として付属資料『鴻池組グループ中期経営計画』を提示しており、データ利活用について説明を行っております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認後、社内外に公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | KONOIKE デジタル戦略ホームページ  https://www.konoike.co.jp/digital  ①【デジタル戦略の推進体制】  ②【デジタル戦略推進教育・育成】 | | 記載内容抜粋 | ①「KONOIKE ONE VISION 2050」の実現を目指し、当社は顧客、環境、社会、そして従業員の価値向上をデジタル化で推進する「デジタル推進委員会」を新設しました。この委員会は、社長を委員長に、３つの総轄本部が横断的に連携し、デジタル戦略に特化した組織とし、方向性と優先順位などの意思決定に権限を持ち、企業ガバナンスの充実を図っています。また、各部門のICT推進部門が課題を抽出し、デジタル戦略室が事務局として機能します。定期的に開催され、全社的視点からデジタル推進の進捗をモニタリングしながら、加速していきます。  ②全役職員を対象にデジタル化への理解と実践能力を向上させるための教育プログラムを開始しました。経営層、管理職、全役職員、デジタル推進・企画人材の4つのカテゴリーごとに特化した研修を実施。経営層はデジタル戦略の「策定」、管理職とデジタル推進人材はデジタルの「導入検討」や「判断」、全役職員はデジタルを「理解し・使える」に重点を置きます。このプログラムを通じて、鴻池組全体でデジタルを実践的に利活用できるようになり、組織全体のデジタルマインドの醸成と変革を目指しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | KONOIKE デジタル戦略ホームページ【ロードマップ】  https://www.konoike.co.jp/digital/pdf/roadmap.pdf | | 記載内容抜粋 | ・2026年よりプラットフォーム部分稼働し、対応範囲拡大することを表明。  ・IT支援ツール活用（チャット, RPA他)による業務改善することを表明。  ・作業間調整ソフト/基幹システム刷新/施工現場における管理業務・作業支援ロボット開発を通じて環境整備を推進していくことを表明。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | KONOIKE デジタル戦略ホームページ　【KPI】 | | 公表日 | 2024年6月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社社外ホームページに公開しています。  KONOIKE デジタル戦略ホームページ  【KPI】  https://www.konoike.co.jp/digital/pdf/plan.pdf | | 記載内容抜粋 | ・デジタル技術やデータ活用できるデジタル利活用人材指標として、ITパスポート取得を目安とし、また、IT活用環境整備による従業員満足度の向上をモニタリングすることを表明しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年6月25日 | | 発信方法 | 当社社外ホームページに公開しています。  KONOIKE デジタル戦略ホームページ  https://www.konoike.co.jp/digital | | 発信内容 | 経営者からのトップメッセージとして  ・建設業界における労働力不足と市場縮小に対応するため、デジタル戦略の迅速な実施が重要であること。  ・DXを推進することで、生産性向上と業務改革を目指し、魅力的な業界を作り人材を惹きつけるとともに、技術活用、他社連携なども進め、課題解決につなげること。  ・売上拡大、財務基盤強化のため体制整備し、イノベーションを進行すること。  ・従業員のデジタル意識変革、人材育成も不可欠で、長期ビジョン「幸せ」への貢献を目指すこと。  を発信しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年6月27日 | | 実施内容 | IPAの「DX推進指標」による自己診断結果入力サイトを使用 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年3月　～ 継続実施中 | | 実施内容 | ・情報システム管理規程（情報セキュリティガイドライン、社内ネットワーク接続利用に関する細則、情報端末貸与に関する細則）を規程。  ・サイバーセキュリティ対策とし以下の対策を講じている   * 社員に対する定期的な情報セキュリティ教育 * 未知のウイルス対策ソフト導入 * セキュリティ教育・訓練実施中 * 専用線／仮想専用線の利用   システム公開時のセキュリティ診断実施  ・「サイバーセキュリティ経営可視化ツール」実施  ・監査法人によるチェックシート及びヒアリング監査 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、　情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。